

# 第 1 1 回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和2年 2月 5日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和2年 2月 5日 午前 9時55分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

## 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜		○	
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実		○	
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

## 渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席3番 岸 正二 委員

議事録署名委員 議席4番 角田 壽一 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 内山 勉  
副事務局長 中澤 正幸  
統括主幹(係長) 竹之内 智行  
主 事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。  
これより第11回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。  
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
ただ今の出席委員は19人中17人で会議は成立しました。  
なお、議席番号6番新井正喜委員と議席番号13番高井眞佐実委員から欠席の届出がございました。  
さっそくですが、議事に入ります。  
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。  
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号3番、岸正二委員と議席番号4番、角田壽一委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号3番、岸正二委員と議席番号4番、角田壽一委員に決定いたしました。  
つづきまして、議事日程第3、報告第1号農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の153の記載の1件について、令和2年1月20日に意見聴取をいたしました。同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから5ページに記載の番号1番から9番の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。  
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。  
この度の届出は、7ページ記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。  
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。  
  
(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いします。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。  
この度の届出は、9ページから14ページに記載の番号1番から1

7番までの17件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の15ページをお願ひします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、15ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を野村第2班長、赤城、北橋地区を星野第2班長より報告をお願ひします。

最初に野村第2班長お願ひします。

15番

1月29日に実施しました、第2班、渋川、子持地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局は狩野主幹、池田主幹と私、野村の5名で実施しました。

渋川、子持地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は雑種地、西は田、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われま

次に5条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と北は田、西は道路、南は水路となっています。問題ないと思われま

申請番号5の2番の現地は、東と南と北は宅地、西は宅地と道路となっています。問題ないと思われま

申請番号5の3番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と畑となっています。問題ないと思われま

申請番号5の4番の現地は、東は道路と宅地、西と北は道路、南は雑種地となっています。問題ないと思われま

以上で第2班、渋川、子持地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長お願いします。

1番

1月29日に実施しました、第2班、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、星野の計6名で実施しました。

今回の赤城、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計、5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は畑、西は畑、南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われま

次に5条申請であります。議案書6ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は畑、西は宅地と今回転用申請が出ている畑、南と北は道路となっています。問題ないと思われま

す。続きまして議案書の7ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は今回転用申請が出ている畑、西は畑と宅地、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西と北は田、南は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の8番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は宅地と畑となっています。問題ないと思われま

す。以上で第2班、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第9、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし意見の決定を求めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長

それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は1名です。

この方は、平成29年12月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は麦です。賃借権の設定等をする土地10筆、面積は10,858平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。  
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。  
協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。  
つづきまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。  
申請番号3の1番から3の2番の2件を上程し審議いたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による、許

可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

今回申請のありました、申請番号3の1番から3の2番の2件につきましては、すべて農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から3の2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。  
議案第1号、申請番号3の1番から3の2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から3の2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の2番の2件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可

申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4の2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から4の2番の2件については許可することをご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から5の8番の8件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページから7ページ関連です。議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の8番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、JRの駅から約300mのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。議案書の6ページをお願いします。

申請番号5の4番は、埋蔵文化財試掘調査のための一時転用申請となります。申請地は、住宅等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の7ページをお願いします。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議の程お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の8番の8件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。  
議案第3号、申請番号5の1番から5の8番の8件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の4番を除く、申請番号5の1番から5の8番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

なお、申請番号5の4番については、異議なしと認め、3,000平方メートルを超える案件として、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることに決しました。

つきまして、議事日程第13、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の9ページをお願いします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いしますものがございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年3月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が13人、借受人が9人、筆数が22筆、面積が39,584.00平方メートルです。

この個別の内訳は、10ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第11回月次総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前9時55分>

以上のとおり会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため署名押印する。